

## 浅間山の噴火警戒レベルを 2 へ引上げ

本日（25 日）15 時 00 分に浅間山の噴火警戒レベルを 2（火口周辺規制）に引き上げました。山頂火口から概ね 2 km の範囲では警戒が必要です。

浅間山では、20 日頃から、山体西側での膨張を示すと考えられる傾斜変動が継続し、また、山体浅部を震源とする火山性地震が増加しています。

浅間山では火山活動が高まっており、今後、山頂火口から概ね 2 km 以内に影響を及ぼす小噴火が発生する可能性があることから、本日（25 日）15 時 00 分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げました。

山頂火口から概ね 2 km の範囲では、弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

噴火時には、風下側では火山灰だけでなく小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 高木

電話 03-3212-8341（内線 4538） FAX 03-3212-3648

火山名 浅間山 噴火警報（火口周辺）

令和2年 6月25日15時00分 気象庁地震火山部

＊ ＊（見出し）＊ ＊

＜浅間山に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表＞

山頂火口から概ね2kmの範囲では、噴火に伴う大きな噴石や火砕流に警戒してください。

＜噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引上げ＞

＊ ＊（本文）＊ ＊

#### 1. 火山活動の状況及び予報警報事項

20日頃から、浅間山の西側での膨張を示すと考えられる傾斜変動が継続し、また、山体浅部を震源とする火山性地震が増加しています。

浅間山では火山活動が高まっており、今後、山頂火口から概ね2km以内に影響を及ぼす小噴火が発生する可能性があります。

#### 2. 対象市町村等

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

群馬県 : 嬭恋村

長野県 : 小諸市、軽井沢町、御代田町

#### 3. 防災上の警戒事項等

山頂火口から概ね2kmの範囲では、弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

噴火時には、風下側では火山灰だけでなく小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

＊ ＊（参考：噴火警戒レベルの説明）＊ ＊

【レベル5（避難）】：危険な居住地域からの避難等が必要。

【レベル4（避難準備）】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。

【レベル3（入山規制）】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備等。

【レベル2（火口周辺規制）】：火口周辺への立入規制等。

【レベル1（活火山であることに留意）】：状況に応じて火口内への立入規制等。

（注：避難や規制の対象地域は、地域の状況や火山活動状況により異なる

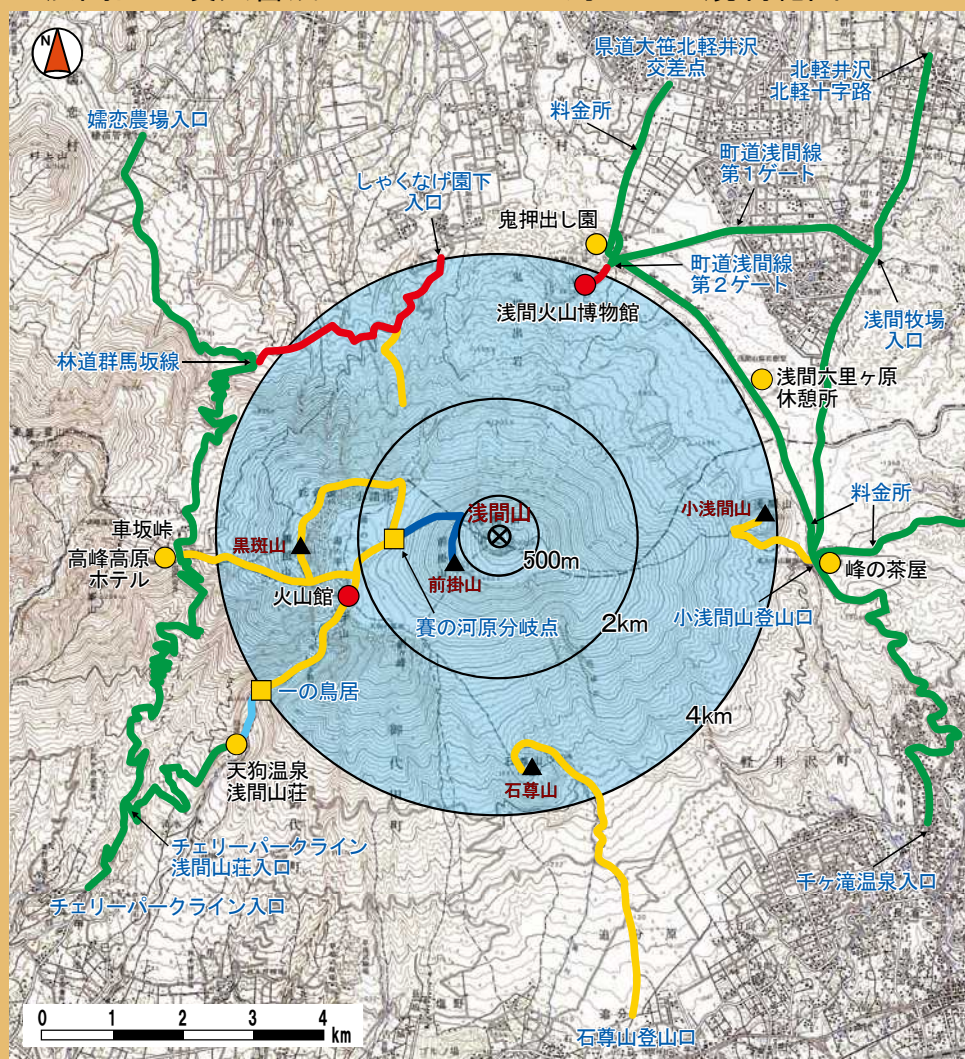
# 浅間山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

### ■浅間山 噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



この地図は、国土地理院「数値地図50000（地図画像）」を使用しています。

- この図は浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書（平成19年11月11日 浅間山火山防災対策連絡会議）に基づき作成しています。
- 浅間山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については軽井沢町、御代田町、小諸市、佐久市、嬬恋村、長野原町にお問い合わせください。



#### 【浅間山の特徴】

溶岩や火砕流、火山灰や軽石が推積した安山岩質成層火山で、爆発的なブルカノ式噴火が多いのが特徴です。最近100年間では50回以上噴火を繰り返しており、火山灰や噴石、空振、小規模な火砕流などが発生しています。最近では2004年に中噴火しています。

この図は噴火警戒レベル1～3の時の規制範囲を示しています。  
なお、居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4（避難準備）・レベル5（避難）となります。

#### ● 噴火警戒レベル1～3で必要な防災対応

| 噴火警戒レベル<br>(キーワード)    | 必要な防災対応                                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| レベル3<br>(入山規制)        | 防災対応の範囲を拡大<br>(4 km) を超える範囲で注意喚起、一時規制等)<br>登山禁止<br>(山頂火口から4 km 以内規制) |
| レベル2<br>(火口周辺規制)      | 火口周辺立入禁止<br>(山頂火口から概ね2 km 立入禁止)                                      |
| レベル1<br>(活火山であることに留意) | 火口付近立入禁止<br>(火口から500m 以内規制)                                          |

#### 凡 例

⊗ 火口      立入禁止区域  
(火口から4 km 以内)

道路：レベルにより規制されます。

— レベル3のときは通行できません。

— レベル3のときは状況により規制が行われます。

登山道：浅間山では登山して良い登山道が決められています。  
左図に示した登山道を利用してください。  
火口から500m 以内は、レベル1 でも立ち入り禁止です。

登山が可能な登山道（レベル別）

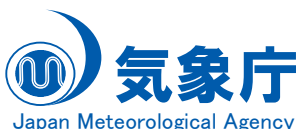
レベル3 — (状況により規制される場合があります)

レベル2 —

レベル1 —



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

#### 気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター

TEL: 03-3212-8341 (内線4536) <https://www.jma.go.jp/>

■ 浅間山火山防災連絡事務所 TEL: 0267-45-2167

■ 長野地方気象台 TEL: 026-232-3773

<https://www.jma-net.go.jp/nagano/>

■ 前橋地方気象台 TEL: 027-896-1220

<https://www.jma-net.go.jp/maebashi/>





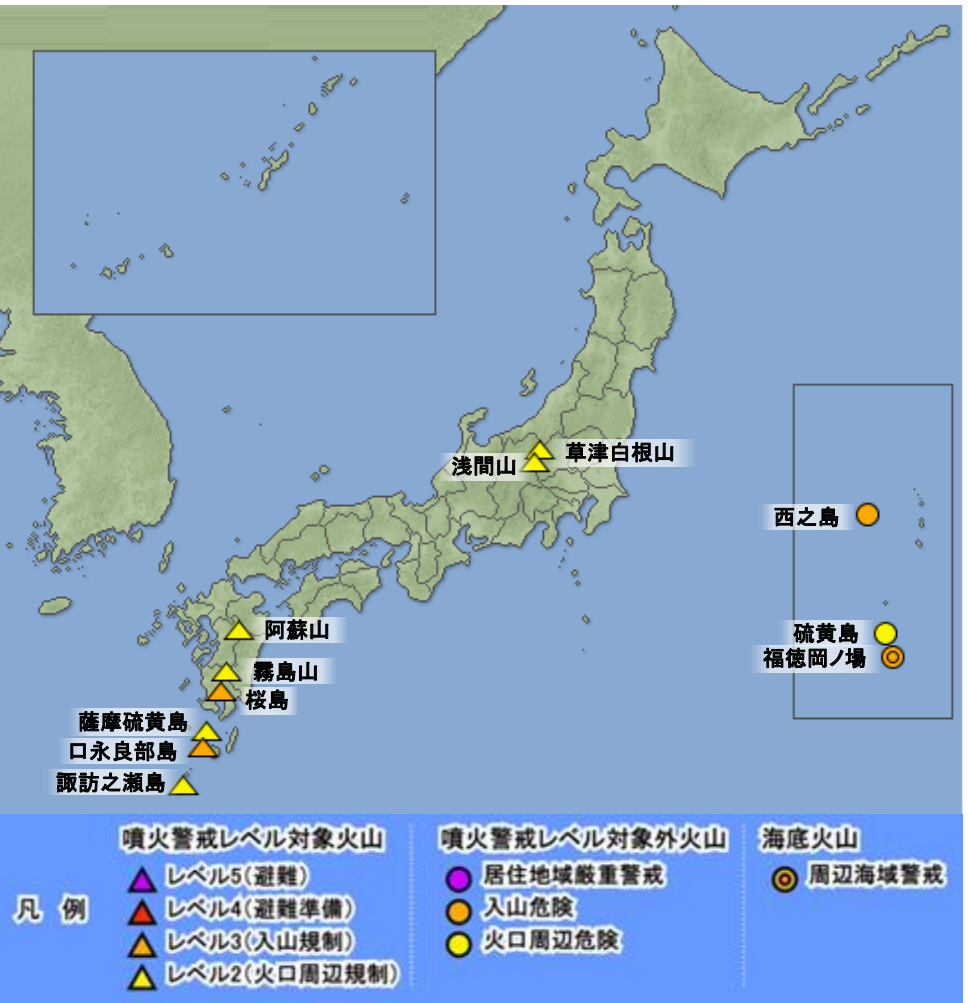
# 浅間山の噴火警戒レベル

| 予報<br>警報 | 対象<br>範囲      | レベル<br>(キーワード)     | 火山活動の状況                                                       | 住民等の行動及び登山<br>者・入山者等への対応                            | 想定される現象等                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|---------------|--------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 噴火警報     | 居住地域及びそれより火口側 | 5<br>(避難)          | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | 危険な居住地域からの避難等が必要。                                   | ●天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。<br>天明噴火（1783年）の事例<br>8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生<br>●中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。<br>天明噴火（1783年）の事例<br>8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる<br>●積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。<br>過去事例 観測事例なし                                    |
|          |               | 4<br>(避難準備)        | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。                      | 警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。                    | ●中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。<br>天明噴火（1783年）の事例<br>7月26日～31日：中噴火が断続的に発生<br>●噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。<br>過去事例 観測事例なし<br>●積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。                                                                                 |
| 火口周辺警報   | 火口から居住地域近くまで  | 3<br>(入山規制)        | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 | ●山頂火口から中噴火が発生し、4 km以内に噴石や火砕流が到達。<br>2004年噴火の事例<br>9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散<br>その他の事例<br>1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2 kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2 km付近まで到達<br>1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3 kmまで飛散、火砕流が約3 kmまで到達<br>●中噴火が切迫している。<br>過去事例<br>2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増<br>1973年2月1日：地震急増 |
|          | 火口周辺          | 2<br>(火口周辺規制)      | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | 住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。                               | ●山頂火口から小噴火が発生し、2 km以内に噴石や火砕流が到達。<br>1982年噴火の事例<br>4月26日：噴石が山頂火口から約1 kmに飛散、火砕流が約1 kmまで到達<br>●小噴火の発生が予想される。<br>2004年噴火の事例<br>7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加                                                                                                                                      |
| 噴火予報     | 火口内等          | 1<br>(活火山であることに留意) | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。   | 状況に応じて火口内への立入規制等。                                   | ●火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。                                                                                                                                                                                                                                        |

注1）ここという噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
注2）表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。  
注3）天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。  
注4）中噴火とは、山頂火口から概ね4 km以内に噴石飛散される噴火とする（稀に噴石が概ね4 kmをこえることがある）。  
注5）小噴火とは、山頂火口から概ね2 km以内に噴石飛散される噴火とする。  
各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。  
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

# 噴火警報発表中の火山

11の火山で噴火警報を発表中(令和2年6月25日15時00分現在)



|    | 火山名                  | 噴火警報の発表状況            | 発表年月日      |
|----|----------------------|----------------------|------------|
| 1  | 桜島                   | 火口周辺警報 (レベル3、入山規制)   | H28. 2. 5  |
| 2  | 口永良部島                | 火口周辺警報 (レベル3、入山規制)   | R1. 10. 28 |
| 3  | 西之島                  | 火口周辺警報 (入山危険)        | R1. 12. 5  |
| 4  | 草津白根山<br>(白根山(湯釜付近)) | 火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制) | H30. 9. 28 |
| 5  | 浅間山                  | 火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制) | R2. 6. 25  |
| 6  | 阿蘇山                  | 火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制) | H31. 4. 14 |
| 7  | 霧島山<br>(新燃岳)         | 火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制) | R2. 1. 2   |
| 8  | 薩摩硫黄島                | 火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制) | R1. 11. 2  |
| 9  | 諏訪之瀬島                | 火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制) | H19. 12. 1 |
| 10 | 硫黄島                  | 火口周辺警報 (火口周辺危険)      | H19. 12. 1 |
| 11 | 福德岡ノ場                | 噴火警報 (周辺海域警戒)        | H19. 12. 1 |

※ 福德岡ノ場は海底火山